古 の尊厳が大

障害者の

乙

0

寄



障害のある人とは、心身の機能に障害があり、その障害や 社会の中の障壁によって生活に制限を受ける状態にある人を いいます。

障害のある人といっても、その障害はさまざまであるため、 人の多様性に対応できていない社会は、障害のある人の自立 と社会参加を阻む障壁を作り出します。この状況を変えるた めには、社会全体でその障壁を取り除くことが重要です。

例えば、車椅子の人が「上の階にある店に行きたい」と思っ たとします。階段しかなければ、自力で上の階に行くことは できません。しかし、車椅子で乗ることができるエレベーター

があれば、問題を解決することができます。ここでいう障壁とは、そのようなエレベーターが 設置されておらず、階段しかない状況です。

障害のある人の自立と社会参加を阻む障壁には、例で挙げた物理面の障壁のほかに、制度面 の障壁、文化・情報面の障壁、心の障壁があります。

障害のある人もない人も、分け隔てられることなく共生する社会を実現するために何が必要 か一人一人が考え、理解を深めていくことが大切です。共生社会を実現するために、自分がで きることを考えて行動していきましょう。

子どもの 人権



生活が豊かになり、何でも手に入る便利な時 代となりました。しかし、子どもを取り巻く問 題は年々複雑になっています。いじめ、虐待、 体罰、インターネットを通じての犯罪、家庭の 貧困問題、教育機会の格差など。子どもたちが 安全で安心して自分らしくのびのびと育ってい くこと、自分に自信を持って生きていくことが 大変難しくなってきていると感じます。

子どもの基本的人権を国際的に保障する[児童の権利に関する条約 | には、「生命、生存及び 発達に対する権利 |、「子どもの最善の利益 |、「子どもの意見の尊重 |、「差別の禁止 | の4つの 原則が掲げられています。また、日本では、令和5年に[こども基本法]が施行されました。日 本の社会全体で子どもに関する取り組みを進めることが法律で定められ、子どもたちが守られ るようになりました。私たち大人が、子どもたち一人一人を愛し、話をよく聞き、一緒に成長 して、人としての土台である「心 | を大切にしながら、子どもたちに接していければと思ってい ます。

提供 しょう。また、北朝鮮による「拉に対して、関心と認識を深めま北朝鮮当局による人権侵害問題 な課題である拉致問題をはじめ、侵害問題啓発週間」です。国民的 ま 排除できない 致容疑事案」、「拉致の可能性 12月10日~16日は「北朝鮮人権 など へ。は、 へのご協力を 事案」に関する情 「拉致の可能性を北朝鮮による「拉 Ш 警 察 お

人権問題は決して、自分 以外の「誰か」のことでは ありません。主人公たちが 気付いていく様子をさまざ まな角度から描く、9本の

動画です。



▲動画はこちら

「『誰か』のことじゃない。」

人権啓発ショートストーリー公開中

(法務省・人権啓発動画)

人権とは何でし ようか? 動を行っています。この機会に、の前1週間を人権週間と定め、が採択されました。このことから

948(昭和23)年12月10日、国際連合において世界人権宣言

詳しくは、

■生涯学習課(Ⅲ②2500)へ。

この機会に、人権について考えてみませんか。

人権意識の普及・高揚のための活

各地では、 ています。 んが、 う人権侵害に苦しんでい よく分からないと思うかも ない大切な権利です。なじみがなく、 由で幸福な生活を送るために欠かせ 偏見や差別のない社会の実現に向 人権は人が人として尊重され、 スが後を絶ちま さまざまな取り組みが行 難しいものではありません。 しかし、 人種差別や地域紛争に伴 依然として世界 る人々 しれませ のニ われ

100

可能性があり、さ利用していれば、 か 個人の名誉やプライバシー 人権侵害も深刻な問題となっていま 信するといったインターネッ た 務先等でのハラスメント行為など、 あるいは、 人権問題が存在しています いことだと思うかもしれませ 近年は、SNS上での誹謗中傷や、 これらのことは自分には関係な 差別を助長するような情報を発 SNSなどイ ンター

日本の

一本でも、

子どもや高齢者、

障害

性的少数者や外国人、犯罪クバイオレンス等の女性へがある人等への虐待、ドメ 別、 病気の感染者等に対する偏見や差 部落差別(同和問題)、 テ

特定の地域などに関連し さらには自分が他人、誰でも被害に遭う 犯罪被害者、 家庭や勤 -を侵害、 ト上の L を 現を目指しましょう。 明るく暮らすことができる社会の 人一人がお互いに尊重し合い、共 持っている幸せになる権利」を市1

あるのです。に対して害を与えてしまう可能性も

幸せに生きる権利です

っています るために、 市は、市 進協議会の委員の寄稿文を掲載しま てください。 人権問題を考えるき ます。 市民の人権尊重意識を高 さまざまな取り 今号は、 |人権教育推 つ かけに

開催します(どちらも詳細を広報 本庁舎市民ホール・1-12年品の展示会を12月12日休まで、 ぶかわ11月号に掲載しています)。 本庁舎市民ホー また、 人権という「誰もが生まれながらに 12月6日金に人権教育講演会を いる幸せになる権利」を市 今月は、 市内の・ 小·中学生 共の実に民一

▲市ホームページ はこちら

令和6年12月号

署(皿

願

٧V

報 し

0